○環境省告示第四十四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月二十一日環境庁告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年六月五日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一

一酸化炭素	改正後			改正前		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり一・三三グラム	（略）	（略）	一キロメートル走行当たり一・五八グラム	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり一・三三グラム	（略）	（略）	一キロメートル走行当たり一・五八グラム	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり一・三三グラム	（略）	（略）	一キロメートル走行当たり一・五八グラム	（略）